

令和 7 年第 3 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 7 年 3 月 25 日 (火)				
開 催 場 所		日高市役所 301 会議室				
開 催 時 刻		午後 1 時 30 分				
閉 会 時 刻		午後 3 時 00 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 11 号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第 5	議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
日程第 6	議案第 13 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 7	専決処分について
そ の 他	

議長	これより、議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員の指名 農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、1番、3番にお願いします。
10番	日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。 議事参与の制限により、委員は退室願います。 (委員退室。) 本件担当の10番より、申請地の状況について説明をお願いします。 昨日、現地確認へ行ってきました。申請地は、〇〇を〇〇入口から〇〇方面に向かい、〇〇の先を左折して次の交差点もまた左折して20mほど進んだ場所です。現地は防草シートが敷かれて、きれいに管理されていました。
議長 事務局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、〇〇を営む〇〇法人です。主に〇〇を目的としている法人で、農地を借り受け、就労支援のための実習圃場としての活用を予定しています。経営面積は、19,299㎡です。市内に加え〇〇市と〇〇市に圃場があり、多くの圃場で柿を栽培しています。〇〇の圃場では、ブルーベリーやサツマイモを作付けしています。農作業には〇〇を中心に、利用者約〇名が従事しています。農機具については、トラクターや耕耘機、ハンマーナイフ、トラック等を所有しています。申請地では、ブルーベリーの栽培を計画しています。
議長	ただいま、10番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委員 議長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。 委員は、入室してください。 (委員入室。)
委員 議長	続いて議案2番、3番、4番、5番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。 はい。 それでは、2番、3番、4番、5番を一括審議とします。議案2番、3番は、10番、4番は、〇〇地区を9番、〇〇地区を3番、5番は事務局より申請地の状況について説明をお願いします。始めに10番より説明願います。
10番	昨日、現地確認へ行ってきました。議案2番は、〇〇の東側に2筆。〇〇の北側に1筆の計3筆です。議案3番は〇〇東側の2筆です。現地は、全ての農地が草刈されきれいに管理されていました。

議 長 9 番	続いて、〇〇地区を 9 番より説明願います。 申請地は〇〇地内で、〇〇を〇〇から〇〇工場へ向かう途中に〇〇があります。その北側になります。現地は 2 筆とも耕耘されきれいに管理されていました。
議 長 3 番	続いて、〇〇地区を 3 番より説明願います。 申請地は〇〇地内、〇〇の 30m ほど南側の水田です。現地は草刈されきれいに管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、〇〇地区を、事務局より説明願います。 申請地は〇〇地内、〇〇の〇〇を日〇〇から〇〇方面へ向かって、急カーブの手前を左折した道路の南側になります。現地は耕耘され、きれいに管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、市内で自然農法にて水稻や露地野菜を栽培している農家であります。25 年ほど前から農作業を行っており、〇〇区の有機専門の八百屋や市内の有機食品販売会社の〇〇に出荷しています。今回の申請については、農作業受委託契約を結んでいる圃場を、3 条許可のうえ借り受けて、営農を充実させたいとのことです。経営面積は、9,898 m²となります。農業従事日数は 310 日、トラクターや耕運機、田植機等の農機具を所有しています。申請地では、水稻や露地野菜の作付を計画しています。ご審議のほどお願いします。
議 長	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員 事 務 局	譲受人が高齢で体力面が心配ですが、後継者はいないのですが。 後継者はいませんが、譲受人が耕作できなくなった場合は、使用貸借権の設定のため土地所有者へ返却する予定となります。
議 長 委 員 議 長	他に質疑等ありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
9 番	日程第 3 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の 9 番 より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は〇〇地内で、〇〇を〇〇から〇〇へ向かって〇〇が道沿いにあります。その 30m 手前の右側の農地になります。現地はきれいに保全管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、〇〇区にある賃貸住宅で生活してます。会社の合併により埼玉県内の支店への異動が可能となったとのことです。また、近く結婚する予定もあ

		り、将来子供が誕生することも考え自己用住宅の建築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、希望の土地が見つからず父に相談したところ父の所有地に自己用住宅を建築してもいいのことで当該申請地を選定しました。農地区分は第1種農地ですが、集落接続が認められることで例外規定に該当し、計画目的に必要性が認められ妥当であると思われます。
議 長		ただいま、9番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長		続いて議案2番について、本件担当の10番より申請地の状況について説明をお願いします。
10 番		昨日、現地を確認しました。申請地は〇〇地内で、〇〇保育所の南側です。現地は、草刈がされてきれいに管理されていました。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		譲受人は、市内で不動産業を営む事業者です。申請地は、日当たりも良く周辺には小中学校など教育施設もあり、西側の道路には、下水道管も埋設されています。駐車スペースや子供が遊べる広い庭を求める購入者も増えることから建売住宅の建築を計画するものです。建築費は全て自己資金により対応し、金融機関の残高証明書が提出されています。当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。申請地の農地区分は第3種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
事 務 局		ただいま、10番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員		譲渡人が〇名ですが、申請地を共有名義で所有しているということですか。
事 務 局		そうです。共有名義で所有しています。
議 長		他に質疑等ありますか。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		日程第4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法附則第5条1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
		議案第11号農業経営基盤強化促進法附則第5条1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について審議に入ります。
		議案1番について、本件担当の〇〇地区を8番、〇〇地区を1番より申請地の状況について説明をお願いします。始めに8番より説明をお願いします。

8 番	先日、現地を確認してきました。説明が分かり易い案内図利-1-2から説明します。場所は、県道〇〇線の〇〇西側の手押し信号がある交差点の南側です。次に利-1-1は、先程利-1-2の場所から西に20mの場所です。次に利-1-3は、〇〇小学校の北側です。全ての農地に栗が栽培されていました。 次に、〇〇地区を1番より説明をお願いします。
議 長 1 番	先日、現地を確認してきました。場所は〇〇地内、県道〇〇線を〇〇から〇〇方面へ進み〇〇の手前を右折して、〇〇の線路を渡り300mほど東に向かった場所です。現地は栗が栽培されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は、平成〇年から利用権設定により、市内で栗の栽培を行う法人です。栗の栽培のほか、栗を使った商品の企画も積極的に行っています。経営面積は、借入地のみで6,206㎡となり、新規で農地を集積して経営拡大を図りたいとのことです。農業従事日数は150日、収穫期は構成員〇名に加え、福祉施設の利用者の協力も得ています。ご審議のほどお願いします。
議 長	ただいま、8番、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
事 務 局	日程第5 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について 議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。 本件担当の〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区は事務局、〇〇地区は7番、女影地区は、3番、森戸新田地区は、13番より申請地の状況について説明をお願いします。始めに事務局よりお願いします。 資料案内図の順番で説明します。資料の利促-1-1、-2〇〇地内は、〇〇東側で〇〇の南側です。申請地は、草刈されきれいに管理されていました。資料の利促-1-3 申請地は〇〇地内、県道〇〇線沿い〇〇の周りです。されきれいに管理されました。利促-1-5 申請地は〇〇地内、〇〇の西側です。耕耘されきれいに管理されてました。利促-1-6 申請地は〇〇地内、〇〇の北側です。草刈されきれいに管理されてました。資料の利促-1-7 申請地は利促-1-6 の申請地の東側で先ほど③-5 で農地法第3条の申請があった〇〇地内の農地の隣接地です。現地は、草刈され、きれいに管理されてました。 続いて、〇〇地区を7番より説明をお願いします。 申請地は〇〇地内、〇〇から〇〇へ向かう道路を〇〇から向かって〇〇の踏切
議 長 7 番	

議 長
3 番

がある手前の東側になります。現地は低い草が生えていました。

続いて、〇〇地区を3番より説明をお願いします。

申請地は〇〇地内、県道〇〇線の〇〇から20mほど北側です。現地は、耕耘されきれいに管理されてました。

議 長
13 番

続いて、〇〇地区を13番より説明をお願いします。

申請地は〇〇地内〇〇と〇〇交差点の20m程北側になります。現地はビニールハウスが5棟建っていました。

議 長
事 務 局

続いて、申請人の状況について事務局より説明をお願いします。

借受人は、市内でゴマや小麦を中心に栽培する認定新規就農者です。経営面積は、借入地のみで約6.8ha。今回、利用権設定で借り入れていた農地の大部分を農地中間管理事業に移行するための申請となります。年間の従事日数は250日、農業専従者〇名おり、農業雇用労働力は、延べ人数で約800日あります。トラクターやトラック、ゴマ刈機等の農機具も所有しています。ご審議を、お願いします。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし

異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。

日程第6 議案第13号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第13号農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。

議事参与の制限により、委員は退室願います。

(委員退室。)

本件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

(事務局説明)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。お諮りします。今回の変更について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし

異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。

(福嶋 輝幸委員入室。)

日程第7 「専決処分の報告」について

日程第7「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第6号が1件あります。質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。
以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。